

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する意見書（案）

原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の安全審査を行い、事実上の合格を示す審査書案を了承しようとしている。

柏崎刈羽原発の原子炉のタイプは、重大事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型であるが、審査書案が了承されれば、事故後、初めて適合と認められることとなる。しかも、東電の原発として初めてのお墨付きを与えられることにもなる。

福島第一原発の事故については、原因究明の途上にあり、事故の後処理である収束、賠償、廃炉の見通しさえ立たない状況である。そのような中で、福島県では、被害賠償への東電の冷たい対応に県民の批判が広がっており、新潟県では、東電が柏崎刈羽原発の免震重要棟の耐震不足を隠していたことに、県民の不信感が広がっている。

原子力規制委員会においても、東電の適格性について問題にしており、前委員長は、「福島の廃炉をやりきる覚悟と実績を示すことができなければ、柏崎刈羽原発の運転をする資格はない」と述べた。その後、東電が廃炉をやりきる具体的な覚悟も実績も示すことができない状況で、どうして適格性を認めできるのか、前委員長自らの発言に照らしても、再稼働を認めることには全く道理はない。

その一方で、前委員長代理が、「柏崎刈羽を動かすことで事故の責任を果たそうというのは、一定の理解はできる」と述べたことが報じられた。このことは、事故処理や賠償などの費用を捻出するためには再稼働が必要であるという東電の主張を受け入れた発言にはかならない。

東電の経営状態や、事故被害者に対する賠償などの責任を再稼働の理由とするようなことを原子力規制委員会が行うことは、原発の安全性を技術的に審査する同委員会の任務から逸脱する上に、事故被害者の神経を逆なでし、愚弄するものである。

また、重大なことは、柏崎刈羽原発の再稼働は、単に東電の方針ということではなく、安倍政権の方針だということであり、原発の再稼働を進める同政権が、柏崎刈羽原発の再稼働を前提とする経営再建計画を、東電と一体で

作ったことである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、柏崎刈羽原発の再稼働を進めないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣
原子力防災担当大臣

}宛て